特定非営利活動法人 北上学童保育所

放課後児童クラブ運営規程

　（事業の目的）

第１条　特定非営利活動法人北上学童保育所（以下「事業者」という。）が設置する放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条の３第２項に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、クラブを利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「児童」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

２　事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

３　事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

４　事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

５　前４項のほか、児童福祉法及び北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（平成26年9月29日北上市条例第18号）その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

　（利用者の保護者）

第３条　利用者の保護者は、事業を運営する主体として、特定非営利活動法人北上学童保育所に入会しなければならない。

２　利用者の保護者は、クラブ保護者会に加入し、その活動に参加しなければならない。

　（クラブの名称等）

第４条　放課後児童健全育成事業を行うクラブの名称及び所在地は、次のとおりとする。なお、各クラブは、事業の円滑な遂行のため、学区毎にグループを構成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | グループ |
| 第一みつばちクラブ | 北上市中野町一丁目８－４４ | みつばちグループ（黒沢尻東小学校区） |
| 第二みつばちクラブ | 北上市中野町一丁目８－４４ |
| 第三みつばちクラブ | 北上市中野町一丁目８－４４ |
| 第一ひかりクラブ | 北上市本石町一丁目６－１８ | ひかりグループ（黒沢尻西小学校区） |
| 第二ひかりクラブ | 北上市本石町一丁目６－１８ |
| 第三ひかりクラブ | 北上市本石町一丁目６－１８ |
| 第一つくしクラブ | 北上市常盤台一丁目７－７５ | つくしグループ（黒沢尻北小学校区） |
| 第二つくしクラブ | 北上市常盤台一丁目７－７５ |
| 第三つくしクラブ | 北上市常盤台一丁目７－７５ |
| 第四つくしクラブ | 北上市常盤台一丁目７－７５ |
| 第一たんぽぽクラブ | 北上市村崎野５地割６－２４ | たんぽぽグループ（飯豊小学校区） |
| 第二たんぽぽクラブ | 北上市村崎野５地割６－２４ |
| 第三たんぽぽクラブ | 北上市村崎野５地割６－２４ |
| 第四たんぽぽクラブ | 北上市村崎野５地割６－２４ |

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　各クラブにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1） 放課後児童支援員　　２名以上（常勤職員）

　放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

（2） 補助員　　１名以上

　補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

　（開所日及び開所時間等）

第６条　クラブの開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

（1） 開所日

　日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆（８月13日から16日まで）及び年末年始（12月29日から翌年の１月３日まで）を除く日

（2） クラブの開所時間

ア　小学校の授業がある日　午前11時から午後７時まで

イ　小学校の授業の休業日　午前８時から午後７時まで

ウ　土曜日　　　　　　　　午前８時から午後６時15分まで

２　事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

　（支援の内容）

第７条　クラブで行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

（1） 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第５条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。

（2）おやつの提供

（3）その他支援に係る行事等

　（納付金）

第８条　保護者が支払うべき納付金（以下、「納付金」という。）の種類は、基本保育料、土曜日保育料、延長保育料及び入所申込料とする。

２　納付金の額は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) 基本保育料 |  |  |
| 　 | 通年入所（１ヶ月） | 長期休みのみ入所 |
| 種別 | 一般児童 | 認定母子・父子　家庭児童 | 　 |
| 1年生～3年生 | 8,600円 | 6,600円 | 夏休み12,000円冬休み12,000円春休み4月4,000円3月8,000円 |
| 4年生 | 8,300円 | 6,300円 |
| 5年生 | 6,900円 | 5,900円 |
| 6年生 | 5,900円 | 5,900円 |
| 兄弟児上の子（1～4年生） | 7,400円 | 5,900円 |
| ※保育料には、補食費（おやつ代）として１人月額1,400円、教材費として１人月額100円を含む。 |
|  |  |  |  |
| (2) 土曜日保育料 |  |  |  |
| 保育料 | １回 | 200円 |  |
|  |  |  |  |
| (3) 延長保育料 |  |  |  |
| 月契約の場合 | １か月１人につき | 1,500円 | 土曜日を除く18:15～18:45 |
| 突発的な場合 | １回１人につき | 100円 | 土曜日を除く18:15～18:45 |
| 200円 | 土曜日を除く18:45～19:00 |
| 開所時間を過ぎての迎えの場合 | １回１人につき | 1,000円 | 19:00以降土曜日は18:15以降 |
|  |  |  |  |
| (4) 入所申込料 |  |  |  |
| 新規入所申込時 | １人につき | 3,000円 |  |

２　前項に規定する納付金の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

３　納付金及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。

　（利用定員）

第９条　利用者の定員は、１支援単位あたり原則40名とする。

　（入所期間）

第10条　平常保育にかかる入所期間は、原則１年（年度途中の入所は年度末まで）とする。ただし、年度途中で入所要件を欠いた場合は、退所猶予期間等の経過後、退所するものとする。

２　 夏休み等長期休みのみの入所を希望する場合は、平常保育の入所経験がある児童で、退所後１年を経過しない者について、長期休みのみの入所を認める。

　（入所手続き）

第11条　平常保育の入所日は、毎月１日とする。４月１日からの入所は、２月末日までに、５月１日以降の入所を希望する際は、入所希望月の前月の15日までに、この運営規程を認める旨を明記した所定の入所申込書に必要な書類を添付し、理事長に提出するものとする。

　　長期休みのみの入所を希望する際は、夏休みは６月末日、冬休みは11月末日、春休みは２月末日までに入所申込書を提出することとする。

２　入所希望が利用定員を超過する場合等は、希望者の中から選考する。入所選考は、入所要件を満たす児童のうち、より学年の低い児童と障がいがあり医師の診断書等の添付のある児童を優先して行い、同学年の児童が入所待機となるような状況の際には、児童の保護者のうち、より在宅時間の短い者により判定するものとする。

　（入所要件）

第12条　 入所対象は、保護者及び同居の親族その他の者が、放課後及び小学校の長期休暇等において、以下に掲げる事由により、保育することができない小学校に就学する児童とする。

(1) 居宅外労働

　　児童の保護者が放課後に居宅外で労働している、又は生活を維持することを目的に技術を習得するため学校等に通学していて、児童の保育ができない場合。

　　ただし、入所後に転職等により求職活動をする場合には、２ヶ月間の退所猶予期間を設け、その期間内に就労することを条件とする。

(2) 居宅内労働

　　児童の保護者が放課後に居宅内で家事以外の労働をすることにより児童の保育ができない場合。就労時間については、居宅外労働の場合に準じる。

　(3）妊娠・出産

　　児童の母親が妊娠中であるか出産後間もない場合。入所期間は原則として出産予定日の６週前の日を含む月の初日から出産予定日の８週後の日を含む月の末日とするが、状況に応じて判断する。

(4) 疾病・心身障がい等

　　児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合で児童の保育ができない場合。

　(5) 病人の看護・介護等

　　児童の家庭に長期にわたり病人や心身に障がいのある者または、常時介護の必要とされる者がいて、保護者がその看護・介護にあたることが常であり、児童の保育ができない場合。病院に入院中または、施設に入所中の者については、常時付き添いが必要とされる場合を除き、この対象とはならない。

　(6) 災害

　　火災や風水害、地震等不測の事態により、家屋等破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

　(7) その他

　前各号に類する状態であって理事長が特に必要と認めた場合。

２　同居の親族のうち、65歳以上の祖父母等については、保育困難と判断する。ただし、65歳未満であっても病気等の場合においては保育可能かどうか実態に即して判断する。

３　入所要件の確認のための必要書類は、就労証明書、在学証明書及び罹災証明書は１か月以内、診断書は３か月以内に発行されたものとし、提出された必要書類については、記載された内容に修正があった場合には再提出するものとする。

　　同居の祖父母等が65歳未満の際には、保育が不可能と判断される証明書（就労証明書、診断書等）を併せて添付することとする。

　（休所）

第13条　クラブを１ヶ月以上の長期にわたって休所を希望する場合は、所定の休所願を提出し、理事長の承認を必要とする。休所は、最長３ヶ月を原則とする。

２　休所中の保育料及びその他の経費は、１ヶ月を単位とし、休所手続きの際にまとめて支払うものとする。

　　休所中の保育料は、［基本保育料－（おやつ代＋教材費）］×４０／１００　とする。

（退所）

第14条　利用者が、次のいずれかに該当する場合は、退所するものとする。

1. 保護者が、納付金を滞納したとき。
2. 第12条に定めた入所要件を満たさなくなったとき。
3. 利用者で、指導にもかかわらず、著しくクラブの運営を困難ならしめる行動が絶えず、支援上問題がある場合。
4. 自己都合による場合。
5. クラブの閉鎖、またはこの法人の解散を余儀なくされたとき。

２　自己都合でクラブを退所する場合は、退所の１ヶ月前に所定の退所願により手続きをする。この場合、保育料及びその他経費は、原則として３月分まで納入するものとする。但し、理事長が認めた場合は、在籍した翌月分を退所料として納入することとする。

　（通常の事業の実施地域）

第15条　通常の事業の実施地域は、北上市立黒沢尻東小学校区、黒沢尻西小学校区、黒沢尻北小学校区、飯豊小学校区とする。

　（事業の利用にあたっての留意事項）

第16条　利用者の保護者は、事業の利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

（1） 利用者が登所しない場合には、保護者は電話その他の連絡方法によりクラブに届け出ること。

（2） 感染症の発生により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められる場合は、利用者本人が感染した場合のみならず、学級閉鎖等の学級に在籍している場合等を含め、事業者は利用者に対して登所停止を命ずることができる。

　（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第17条　現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

２　支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

３　支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

　（非常災害の対策）

第18条　事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

　（苦情解決）

第19条　事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

３　事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

　（個人情報の保護）

第20条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

　（虐待の防止のための措置に関する事項）

第21条　事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

　（その他運営に関する重要事項）

第22条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から５年間保存するものとする。

３　事業者は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から５年間保存するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

　（本規程の改廃）

第23条　本規程を改正または廃止するときは、法人理事会の議決を経るものとする。

　　　附　則（2018年度第２回理事会第１号議案）

　この規程は、2019年４月１日から施行する。